

特許	判決年月日	令和3年4月15日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	令和元年(行ケ)第10159号		
<p>○ 本願発明の容易想到性に関する本件審決の判断に誤りがあるとされた事例</p> <p>○ 引用発明の課題の認定に誤りがあり、また、仮に引用発明にそのような課題があるとしても、本件審決が認定した技術事項(副引用例)の認定に誤りがあり、引用文献から認定される技術事項を前提とすれば、相違点の構成に想到するものではないと判断された事例</p>				

(事件類型) 審決取消訴訟(特許) (結論) 請求認容

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特願2014-220371, 不服2018-14114号事件

判 決 要 旨

1 事案の概要

原告は、発明の名称を「X線透視撮影装置」とする発明について、平成26年10月29日に特許出願(特願2014-220371。以下「本願」という。)をし、拒絶理由通理を受けたため、平成29年11月17日付けで特許請求の範囲及び明細書の記載事項について手続補正(以下「本件補正」という。)をしたが、平成30年2月16日付けで拒絶理由通知を受けたため、同年4月19日付けで特許請求の範囲及び明細書の記載事項について手続補正をしたが、同年7月19日付けで、補正の却下の決定がされた上で、同日付けで拒絶査定を受けたことから、拒絶査定不服審判(不服2018-14114号事件)を請求した。

しかし、特許庁は、令和元年10月16日、本件補正後の請求項1に係る発明(以下「本願発明」という。)は、本願の出願前に頒布された刊行物である甲1(特開2006-122448号。以下「引用文献1」という。)に記載された発明(以下「引用発明」という。)及び甲2(特開2009-022602号。以下「引用文献2」という。)に記載された事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法29条2項の規定により特許を受けることができず、本願は拒絶されるべきものであると判断し、本件審判の請求は成り立たない旨の審決(以下「本件審決」という。)をした。

本件は、原告が、本件審決の取消しを求める事案である。

2 本件審決の取消事由

引用発明と本願発明の相違点は、本願発明は、「前記X線画像のうち、前記表示部に表示されるX線画像のみを回転させる画像回転機構を備え」ているのに対し、引用発明は、そのような特定がない点にある。

本件審決の取消事由は、容易想到性の判断の誤りである。

3 本判決の判断

本判決は、以下のとおり説示して、本件審決の容易想到性の判断は誤りであると判断した。

- (1) 引用文献2の課題ないし目的を前提にしつつ、【0014】ないし【0017】、【0020】、【0022】、図1、図14によれば、引用文献2には、「HMDを装着し操作者を兼ねた術者が見るHMDの画像表示部に表示されるX線画像と実際の患者の患部の位置把握を容易にするために、上記術者の床面上の位置情報に基づいて上記X線画像の回転処理を行う」との技術事項（以下「技術事項2'」という。）が記載されているものと認められるべきである。本件審決は、回転処理されるX線の画像は術者が装着したHMDの画像であること、操作者を兼ねた術者の位置情報が床面（センサ）からのものであるという構成を捨象して、「X線画像を見る者によるX線画像と実際の患者の位置把握を容易にするために、X線画像を見る者の位置情報に基づいてX線画像302の回転処理を行う」という技術事項（技術事項2）を認定したものであり、技術事項の範囲を不当に抽象化、拡大化するものといえ、誤りである。
- (2) 引用文献1には、操作者が医師等の術者が被検者を見る方向と異なる方向から被検者を見ることにより、操作者が被検者を見る方向と操作用画像表示装置に表示される患部の方向とが一致しないという課題（課題B2）があるといった記載や示唆は一切なく、当業者であれば、課題B2の存在を当然に理解するという点については、これを裏付けるに足る証拠の提出はなく、むしろ、原告が主張するように、術者と操作者との力関係や役割の違いに照らせば、操作者は、従前は、このような課題を具体的に意識することもなく、術者の指示に基づきその所望する方向に画像を調整することに注力していたものであるのに対して、本願発明は、その操作者の便宜に着目して、操作者の観点から画像の調整を容易にするための問題点を新たに課題として取り上げたことに意義があるとの評価も十分に可能である。

また、仮に、引用発明について、課題B2の存在を認識し、異なる方向から被検者に対向する操作者が見る操作用液晶ディスプレイ21の画像の向きを、操作者が被検者を見る向き（視認方向）に一致させるという課題を把握して、操作用液晶ディスプレイ装置21に表示されるX線画像のみを回転させるという相違点の構成とする動機づけがあると仮定しても、技術事項2'の構成は、キャビネット43に設置された診断用画像モニタ17は術者である医師が使用し、台車41に設けられた操作用液晶ディスプレイ装置21は撮像装置のセッティング等のために操作者が状況に応じて自由に移動し、また台車41に様々な立ち位置を取ることができる引用発明の具体的な構成と大きく異なるもので

あるから、引用発明と引用文献2に記載されたX線装置は同一の技術分野に属し、X線画像を表示する装置を有する点で共通するとしても、HMDに表示されるX線画像の回転処理が行われるという技術事項のみを抽出して引用発明に適用する動機づけがあるとはいえない。

さらに、技術事項2'は、操作者を兼ねた術者が装着したHMDに表示されるX線透視像を床面の位置情報に基づいて回転させるという構成を有するものであるから、こうした構成を無視して、表示されたX線画像のみを回転させるという技術事項のみを適用し、本願発明の相違点の構成に想到するとはいえない。